

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面するひとり親世帯の低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する。

2 支給対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

3 給付額

児童ひとり当たり一律5万円

4 支給時期

- ・支給対象者①…6月22日支給済
- ・支給対象者②③…申請後、可能な限り速やかに支給

5 支給手続き等

- ・支給対象者①…申請不要。ただし、給付金の受け取りを辞退する方は、市に届出書の提出が必要。
- ・支給対象者②③…要申請。市で申請内容確認後、指定口座に振込。

6 支給までのスケジュール

令和4年5月下旬	市HP等による制度周知
6月6日	支給対象者①へ制度案内通知
6月8日	支給対象者②へ制度案内通知（前年度申請があった方）
6月13日	支給対象者②③申請受付開始
6月15日	給付金の辞退申請期限
6月22日	給付金振込（支給対象者①）
令和5年2月28日	申請締切

【参考：給付金内訳】

対象者	人数(人)	単価(円)	計(円)
支給対象者①対象児童数	483	50,000	24,150,000(支給済)
支給対象者②	30	50,000	1,500,000(見込)
支給対象者③	30	50,000	1,500,000(見込)
合計	543	50,000	27,150,000

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面するひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する。

2 対象児童

基準日（令和4年3月31日）時点で、18歳未満の児童
（障害児の場合は20歳未満）

3 支給対象者

- ① 令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けているかたで令和4年度分住民税（均等割）が非課税である世帯（令和3年の所得によって決定）
- ② 対象児童を養育するかたで、令和4年度分住民税（均等割）が非課税である世帯（令和3年の所得によって決定）
- ③ 対象児童を養育するかたで、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったと認められる世帯

4 給付額

児童ひとり当たり一律5万円

5 支給手続き等

- ① 申請不要。該当者には7月中旬頃、案内送付予定。
- ② ③申請が必要です。HP等でお知らせ予定。7月11日（月）以降申請受付開始。

6 支給までのスケジュール（予定）

令和4年7月1日	市HP等による制度周知
7月11日	申請受付開始予定
7月末頃	給付金振込予定
令和5年2月28日	申請締切

【参考：給付金内訳】

対象者	人数(人)	単価(円)	計(円)
対象児童数	400	50,000	20,000,000(見込)